

納骨堂生前登録申請手順

手順1 申請

申請に必要な書類を揃えて、太田市役所花と緑の課窓口にて申請をしてください。

太田市役所花と緑の課：〒373-0033 太田市西本町34-25 電話 0276-32-6599

必要書類

- ・永年合葬室（生前登録）利用許可申請書件誓約書←祭祀者の署名と押印が必要です。
- ・申請者の住民票（本籍記載のもの）

手順2 使用料納入

職員から使用料振込用の納付書を渡されますので、納付書記載の指定金融機関窓口にて納付してください。

手順3 利用許可

納入いただいた時に金融機関窓口にて手渡しされました領収証（納付書の左半分）をお持ちのうえ、花と緑の課にご来庁ください。

職員が領収を確認し、利用許可書を発行いたします。

手順4 収蔵の申出（生前登録者の死亡後）

生前登録者の死亡後、祭祀者となっている方は収蔵の申出を花と緑の課にて行ってください。

申出に必要な書類は以下の3点となります。

- ・収蔵申出書
- ・申出者の住民票
- ・生前登録利用許可書
- ・生前登録者の火葬許可証

手順5 収蔵承認

職員が収蔵申請書と必要書類の内容を確認し、承認されますと、その場で収蔵承認書が手渡されます。

その際、礼拝ホールの予約を行いますので、納骨希望日をお知らせください。なお、納骨日は収蔵承認を受けた日から1週間以上後の日付を指定してください。

手順6 ご納骨

納骨当日は管理棟の納骨担当者にお声がけください。礼拝室を開放します。

申請者の確認をしますので、必ず収蔵承認書を持ってきてください。

礼拝室での供養が終わりましたら、納骨担当者にお声掛けください。焼骨をお預かりします。